自動車運転免許取得費の助成

H21.4.1～

次のような場合には，自動車運転免許取得に要する費用の一部を助成します。

１　対象者／補助額

【対象者】次の条件全てを満たし、第１種普通運転免許を取得する人

① 廿日市市内に居住する人　②身体障害者手帳を持っている人

③ 過去に運転免許証の交付を受け、自己の責任において免許証を失効させた者又は取消し処分を受けた者でないこと

④ 所得制限限度額を超えていない所得の人（公的年金等含む）

【所得制限限度額】

扶養親族等の数	受給者本人	配偶者・扶養義務者
０人	3,604,000	6,287,000
１人	3,984,000	6,536,000
１人増	380,000	213,000

【補助額】　次に掲げる経費のうちの２／３以内（上限額１０万円）

①入学金　②教科書代　③学科教習科　④技能教習科　⑤仮免許教習科

⑥検定料　⑦卒業証明書科　⑧その他

２　申請時に必要なもの

①　印鑑　②　申請書　③　身体障害者手帳の写し

④　年金の額が分かる書類（年金振込通知書又は通帳の写し）

（１）対象者：受給者

（２）対象期間：１～６月申請の場合は、前々年中

７～12 月申請の場合は、前年中

⑤　所得証明書（請求者、配偶者、扶養義務者分）

※ただし、対象期間における基準日（１月１日に本市在住の場合は不要）

（１）対象者：請求者、配偶者及び扶養義務者

（２）対象期間：１～６月申請の場合は前々年中分、７～12 月申請の場合は前年中分

３　申請から助成までの流れ

① 申請書等の提出（市で審査）　→②給付承認通知書　→③実績報告書の提出　→④給付額等決定通知書　→⑤給付額請求書の提出　→⑥給付額の振込み